



MOU連絡会 【保税研修】

令和8年2月26日

門司税関

監視部保税地域監督官



本日の内容

【非違事例】

- ・見本持出に係る非違
- ・外国貨物の誤搬出
- ・保税地域外の蔵置に係る非違



保税ポータル

★見本持出に係る非違

- 保税地域においては、税関長の許可を受けることで、外国貨物を見本として一時持ち出すことができます。
- 見本持出の許可を受けた貨物を保税蔵置場等※から持ち出した場合には、持ち出した貨物の記号・番号・品名・数量・持出許可期間・持出先・持出年月日を保税台帳に記帳しなければなりません。

※指定保税地域・保税蔵置場・総合保税地域を指す

【事例1：輸入】



① 荷主は、保税蔵置場に蔵置されている外国貨物について、成分分析のための見本持出の許可を受けた。

② 蔵置場の倉主Aは、見本持出許可書を確認し、外国貨物のまま見本を搬出したものの、記帳を行わなかった。

③ 荷主は持ち出し分のすべてを成分分析にて消費した。その後、残りの外国貨物に持ち出し分の数量を足して通関手続きを行い、国内に引取った。

★見本持出に係る非違

【事例1】



非違に繋がった原因の一例：

- ・ 繁忙期により、事後にまとめて記帳するつもりであったが忘れてしまった
- ・ 貨物管理担当者と記帳担当者（NACCS担当者）との連絡ミスにより、持ち出しの事実が共有されていなかった

※ NACCSでは「見本持出確認登録（MHO：海上/MMO：航空）」業務により持出年月日を登録すると、システム上、保税台帳に記帳したこととなります。ただし、許可された持出期間終了年月日から**MHOは7日以内、MMOは2日以内**に入力が必要です！！

★外国貨物の誤搬出

- 保税地域から外国貨物を搬出する場合は、許可書や承認書等、搬出の**根拠となる書類**（搬出関係書類）と現物を対査して、**記号・番号・品名・数量等に相違がないか**を確認してください。
- 外国貨物を搬出した場合には、**記帳義務**（当該貨物の記号・番号・品名・数量等）が発生します。

【事例2：輸出】

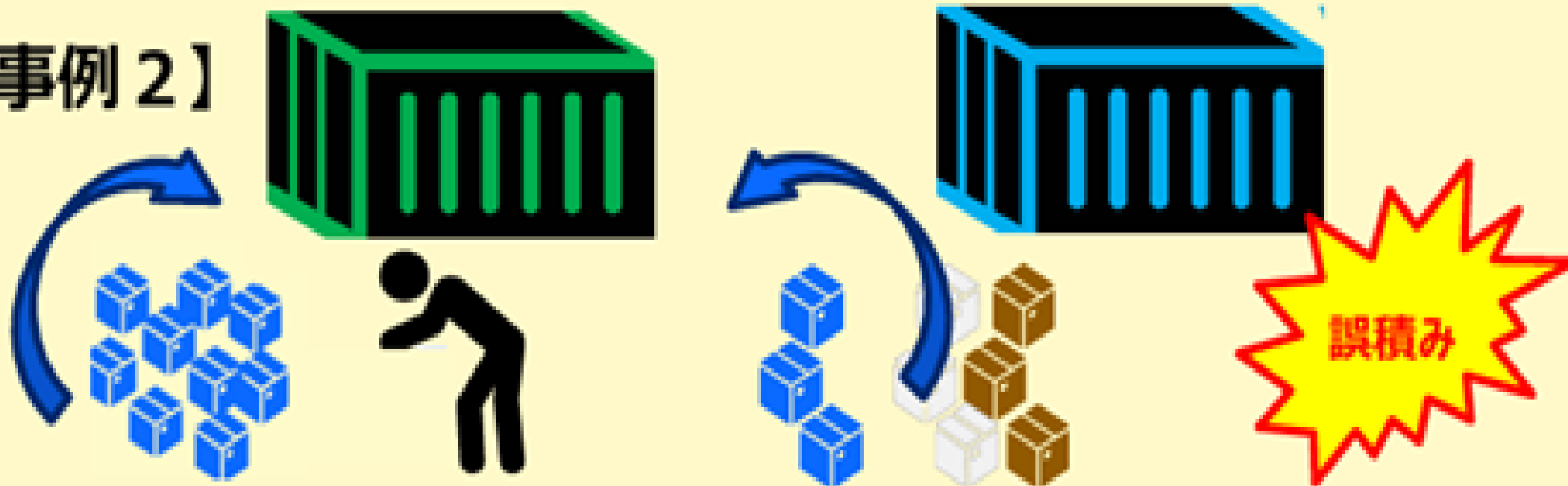


① 作業員Dは、保管場所で搬出関係書類と貨物Xの対査確認を行い、コンテナサイドに貨物Xを移動させた。そのときバンニング作業が複数本同時に実施されており、貨物Xと同じ梱包形態の別の貨物Yが近くにあった。

② 作業員Eは、積み込むべき貨物が1種類であったことから、搬出関係書類とコンテナサイドにある貨物Xの一部のみの対査確認を行った。その後、近くにある同じ梱包形態の別の貨物Yをもコンテナに積み込んだ。

★外国貨物の誤搬出

【事例 2】



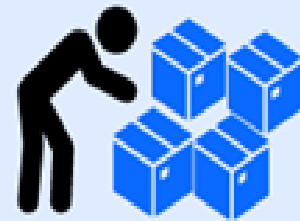
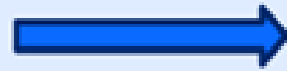
非違に繋がった原因の一例：

- ・ 複数のバンニング作業が同時進行していた
- ・ 対査確認をしたのは貨物の一部のみで、全体の把握をしなかった

★保稅地域外の蔵置に係る非違

- 原則として、外国貨物は保稅地域以外に置くことはできません。
- ただし、保稅地域に置くことが困難または著しく不適當な貨物について、税関が期間及び場所を指定して許可した場合には、保稅地域以外に蔵置することができます（他所蔵置）。
- 他所蔵置場所に蔵置されている貨物について、見本の一時持出しや改装、仕分け等を行うことができます。

【事例 1】



貨物の確認



搬入登録（記帳）



① 作業員Aは、通常の蔵置スペースに空きがなかったため、デバン作業中の外国貨物を保稅地域外の場所に仮置きした。

② 作業員Bは、貨物の搬入が終了したと思い検数作業および貨物の確認を実施。しかし、保稅地域を表す線が消えかかっていたため保稅地域外であると気づかなかった。

③ 検数業務終了の報告を受けた事務員は、貨物が保稅地域内にあるものとして記帳した。

★保稅地域外の蔵置に係る非違

【事例1】



非違に繋がった原因の一例：

- ・ 作業員Aは通常とは異なる場所に貨物を仮置きしたが、作業員Bに伝えることを失念した
- ・ 作業員Bは当該貨物が通常とは異なる場所にあることに疑問を感じなかった
- ・ 施設管理者（被許可者）は保稅エリアとその他のエリアが区別しにくい状況になっていたにもかかわらず、修繕していなかった

※ 保稅地域以外の場所に外国貨物を蔵置したい場合は、その貨物ごとに税関から他所蔵置の許可を得る必要があります。
その許可は、外国貨物の性質・状態や置こうとする場所・事由などから判断しますので、他所蔵置が必要な場合は税関にご相談ください。

ご清聴いただき
ありがとうございました。



門司税関ご当地カスタム君